

塩谷町選管告示第 22 号

令和 5 年 12 月 1 日現在における地方自治法第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

令和 5 (2023) 年 12 月 1 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	180 人
塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	1,502 人
塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	3,005 人